

介護の仕事への再チャレンジを応援！  
再就職のための準備資金をお貸しします！

# 離職介護人材再就職準備資金貸付

介護事業所等を離職した介護職員のうち、介護職員として一定の知識及び経験を有する方に対して、再就職する際の準備資金をお貸しします。

## 対象となる方

- ① 次のいずれかに当てはまる方で、過去に介護職員として1年以上お勤めの方  
① 介護福祉士 ② 介護職員実務者研修修了者  
③ 介護職員初任者研修修了者(介護職員基礎研修、ヘルパー1級・2級含む)
- ② 直近の介護職員として離職した日から再就職までの期間に離職介護福祉士届出制度に登録した方、または秋田県社会福祉協議会人材・研修センターに届出を行った方
- ③ 秋田県内に所在する介護施設・事業所に介護職員として就労した方  
※ただし、直近の介護職員として離職した日から概ね2週間程度経過していない方については、貸付が認められない場合があります。

## 貸付額等

- ① 貸付上限額: 20万円(1人あたり1回限り)
- ② 貸付対象となる経費
  - \* 介護に係る情報収集や講習会参加経費、国家試験受験手数料又は参考図書等の購入費
  - \* 訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる仕事着・靴・鞆等の被服費
  - \* 敷金礼金、転居費など転居を伴う場合に必要な経費
  - \* お子さんの預け先を探す際の活動費
  - \* 通勤用の自転車やバイクの購入費 など…

## 返還免除条件等

- ① 秋田県内において2年間継続して介護職員として従事する必要があります。
- ② 他産業への転就職、介護職員を自己都合で退職した場合は、貸付金を返還していただきます。

## 申請の流れ

介護職員として離職した日から再就職する日までの間に、離職介護福祉士等届出制度による登録を行うか、秋田県社会福祉協議会福祉保健人材・研修センターに届出票を提出してください。



## 申請書類

- \* 再就職準備資金利用届出書※離職介護福祉士等届出の登録が出来ない場合に提出してください。
- \* 再就職準備資金利用申請書
- \* 誓約書
- \* 貸付申請者の住民票(発行後3か月以内、本籍表示あり)
- \* 連帯保証人の住民票(発行後3か月以内、本籍表示あり)
- \* 連帯保証人の所得が分かる書類(源泉徴収票の写し又は市町村長発行の所得証明書)
- \* 修学等資金業務従事届※業務従事先からの証明が必要です。

※問い合わせ先は表面に記載